

## 遺産分割協議書

被相続人 朝霧太郎  
本籍 広島市中区八丁堀7-2  
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日  
死亡年月日 令和〇〇年〇月〇日

朝霧太郎の死亡により開始した相続の共同相続人である朝霧一郎、朝霧花子の全員で次の通り遺産分割の協議を行い、下記の通り分割し、取得する事に合意した。

1. 相続人 朝霧一郎は以下の財産を相続する。(登記簿に記載通りに明記する)

1) 土地

所在： 広島市中区八丁堀  
地番： 〇〇番〇〇  
地目： 宅地  
地籍： 150平方メートル

2) 自宅

所在： 広島市中区八丁堀  
家屋番号：〇〇番〇〇  
種類： 居宅  
構造： 木造瓦葺2階建  
床面積： 1階100平方メートル  
2階80平方メートル

2. 相続人 朝霧花子は以下の財産を相続する。(特定できるように具体的に明記する)

- 1) 広島銀行八丁堀支店 定期預金(口座番号1111111) 1500万円  
2) もみじ銀行紙屋町支店 普通預金(口座番号2222222) 500万円

3. 本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産については相続人朝霧一郎がこれを取得する。

令和〇〇年〇月〇日

住所 広島市中区八丁堀丁目〇番〇号  
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日  
相続人 (長男) 朝霧太郎 実印

住所 広島市西区己斐丁目〇番〇号  
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日  
相続人 (長女) 朝霧花子 実印